

# 平成 25 年産米の市町別生産数量目標の設定方針

平成 24 年 1 2 月 水田農業経営課

## 1 基本的な考え方

消費者から選ばれる米づくりと効率的かつ安定的な農業経営の育成を進めるため、1 等米比率と有機・特別栽培米等の生産量、集落営農組織・認定農業者の経営面積のシェアを基に市町別の生産数量目標を設定する。

## 2 具体的な算定方法

### (1) 基本部分（全数量の 88%）

営農の継続性を確保し、米の需給調整を実施する観点から次の要素で算定する。

①平成 24 年産の生産数量目標の基本部分数量のシェア

### (2) 傾斜部分（全数量の 12%）

消費者から選ばれる米づくりの推進と効率的かつ安定的な農業経営の育成を促進する観点から次の要素で算定する。

①一等米比率、有機・特別栽培米の生産量：7%

【一等米比率（5 中 3：平成 19～23 年の最高最低を除く 3 ヶ年平均）×24 年産生産数量目標】と【（24 年産有機・特別栽培米等の作付面積×1/2）の比率×24 年産生産数量目標】の合計のシェア

②集落営農組織・認定農業者の経営面積：5%

【集落営農組織・認定農業者の経営面積】のシェア

### (3) 面積換算値

市町の面積換算値については、北陸農政局福井地域センターが毎年公表する当該市町の 10a 当たり収量（平成 16 年～23 年の最高最低を除く 6 ヶ年平均）を基に算出する。

## 3 今後の方向

国から配分される本県の生産数量目標を確保するためには、毎年度の生産数量目標の範囲内で、できる限り主食用米を作付することが重要であることから、作付実績（作付率※）を平成 26 年産米以降の市町別生産数量目標の算定要素とする。

$$\text{※作付率} = \frac{\text{主食用米作付面積}}{\text{生産数量目標（面積換算値）}}$$